

公告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により下記の通り随
意契約を行うので、和歌山県財務規則（昭和 63 年和歌山県規則第 28 号）第 108 条の 2 第 1 項の規
定により公告する。

令和 8 年 3 月 3 日

和歌山県知事 宮崎 泉

1. 契約の内容

令和 8 年度 和歌山県広報紙「県民の友」点字版の印刷発行業務（詳細は仕様書のとおり）

2. 契約相手方の決定方法

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定されている、障害者の日常生活及び社会生
活を総合的に支援するための法律第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設、同条第 28 項に規
定する地域活動支援センター、同条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業（同条第 7 項に規
定する生活介護、同条第 13 項に規定する就労選択支援、同条第 14 項に規定する就労移行支援
又は同条第 15 項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設若しくは小規模作業
所（障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法
第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）若しくはこれらに準
ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは
生活困窮者自立支援法第 16 条第 3 項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設でその
施設に使用される者が主として同法第 3 条第 1 項に規定する生活困窮者であるもの（当該施設
において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務
省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）で、和歌山県内
にある施設のうち、当該業務の条件を満たし、受託を希望する者から提出された見積書の最低価
格であった者を相手方とする。

3. 契約の相手方の決定日時

令和 8 年 4 月 1 日（水）予定

4. 契約の相手方の選定基準

上記 2 に規定する者で県税、消費税又は地方消費税を滞納していない者

5. 見積書等の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限 令和 8 年 3 月 18 日（水）午後 5 時

(2) 提出場所 和歌山市小松原通 1 丁目 1 番地 和歌山県知事室広報課（本館 3 階）

6. その他

当該業務は、令和 8 年 2 月和歌山県議会において、令和 8 年度和歌山県当初予算案が議決され
なかった場合、中止、延期、または変更するものとする。

【問合先】

和歌山県知事室広報課 担当：南

電話：073-441-2032 FAX：073-423-9500

和歌山県広報紙「県民の友」点字版 印刷発行業務 仕様書

1 業務名

「県民の友」点字版 印刷発行業務

2 印刷内容

「県民の友」点字版（B5判／27cm×20cm）

※「県民の友」（A4判16頁）及び県点字図書館等からのおしらせ（A4判1頁または2頁程度）を点訳したもの

3 印刷部数

1,020部（85部×12月）

4 発行回数

毎月1回（年12回、令和8年5月号～令和9年4月号）

5 印刷条件

（ア）点字の印刷方法 エンボス式／表紙のみ墨字印刷併用

（イ）納入期限 毎月月末の前日（土日祝日の場合はその前日）

（ウ）校正方法 校正は必ず点字を読める者を含め、触読する者と原稿を確認する者の2名以上の組で、触読校正を2回以上行うこと。

（エ）その他 郵送用の封筒を用意し、県から提供する名簿の宛先に直接発送
※封筒には下記の広報課名等とともに、県章を印刷すること

和歌山県広報課

住所：〒640-8585（県庁専用郵便番号）

電話：073-441-2032

6 契約金の支払い

契約金額を12等分し、毎月支払う。

※請求書を受領後、30日以内に支払い

説明事項

1 見積方法等

- 参加者は、見積書に必要事項を記入の上、提出を行うこと。
なお、押印を省略する場合は、発行者（発行者が法人の場合は、発行責任者及び担当者）の氏名及び連絡先（電話番号）を記載すること。
- 見積金額は、当該業務を遂行するための価格の総額とする。
なお、見積金額は、当該業務に係る一切の諸経費を含めた額とする。
- 消費税を除く金額を見積書に記載すること。また当業務は消費税の非課税取引に該当するため、見積書の金額をもって契約金額とする。
- 見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
ただし、見積書の見積金額は、訂正することができない。
- 見積書は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合その名称又は商号）及び業務内容を表示しなければならぬ。
- 見積書を提出した後は、見積書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

2 見積書の無効

次に掲げる見積書は無効とする。

- ① 選定基準に該当しない者が提出した見積書
- ② 所定の時刻までに提出されなかった見積書
- ③ 参加者が2以上見積書を提出した場合のそのいずれもの見積書
- ④ 明らかに連合その他の不正な行為によってされたと認められる見積書
- ⑤ 記名押印を欠いた見積書
- ⑥ 金額を訂正した見積書
- ⑦ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- ⑧ その他条件に違反した見積書

3 その他の提出書類

- 校正作業についての計画書（様式自由）を見積書とともに提出すること。
※校正者の経験実績や校正体制等を記載し、校正能力がある根拠を示して下さい。
- 県税及び消費税又は地方消費税を滞納している者でない証明書を見積書とともに提出すること。

4 契約の相手方決定の方法等

- 提出された見積書記載金額のうち最低の価格をもって上記2に該当しない有効な見積書の提出を行った者を契約の相手方とする。
- 落札者となるべき同価の見積金額を提示した者が2人以上あるときは、当該見積書を提出した者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該見積書を提出した者に、くじを引く場所及び日時を電話又は文書（ファクシミリを含む。）で通知する。
- なお、当該見積書を提出した者で、くじを引かない者があるときは、この者に代わって当該事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。